



能美市福祉活動助成事業説明資料

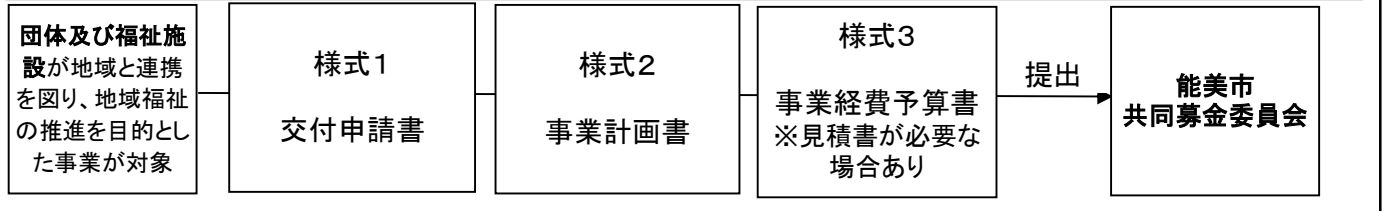


取り扱い要領 事業の実施方法について

(1) 令和6年度に本事業を実施しようとする団体、福祉施設は、様式1・2・3を令和6年5月15日(水)までに能美市共同募金委員会に提出。※メールでも受け付けますので、下記アドレスまでお送りください。その際には、件名に[助成金申請]とお願いします。

メールアドレス: kyoubo@nomi-shakyo.jp

※申請様式等については、能美市社会福祉協議会ホームページ(共同募金→福祉活動助成事業)より、ダウンロードできます。

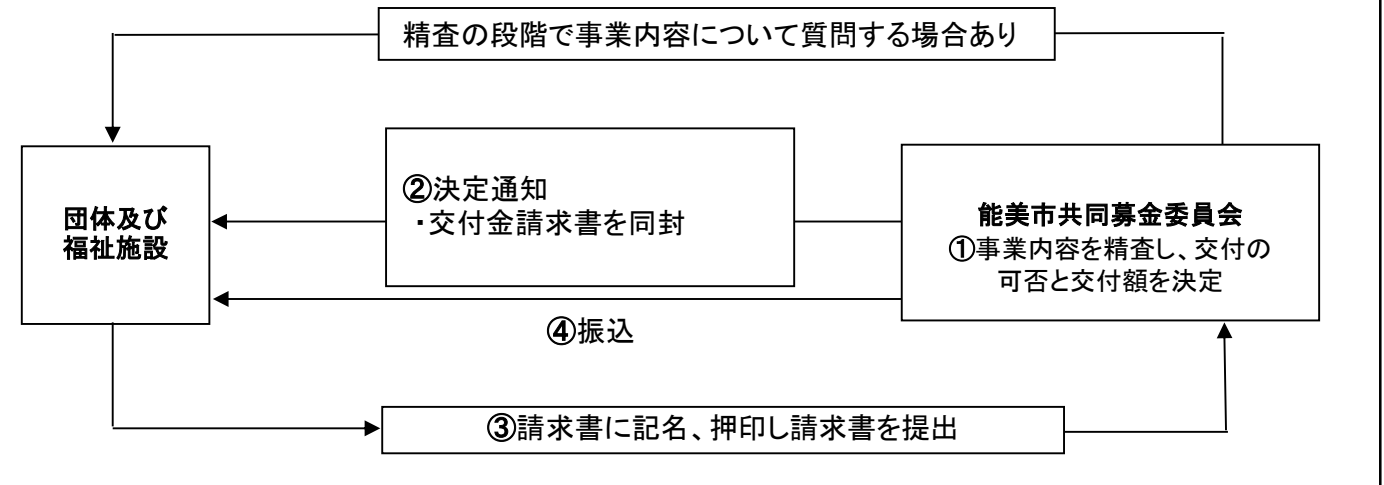


(2) 能美市共同募金委員会では、交付申請書に基づき、福祉活動助成事業に対する予算額を決定し、その年の募金活動に取り組みます。

今回の申請はここまで

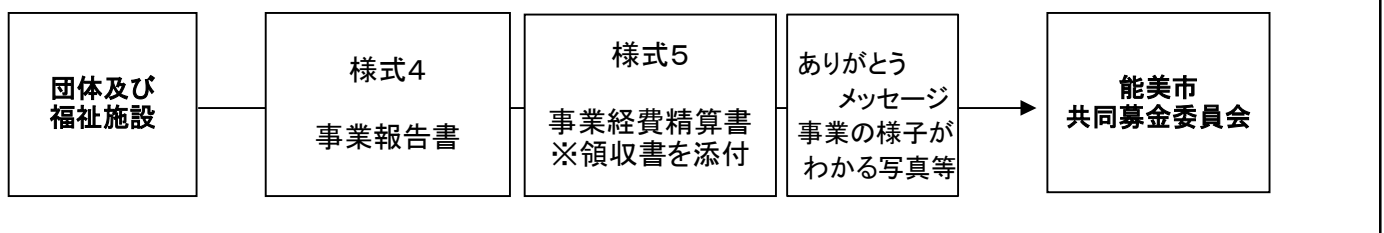
(3) 能美市共同募金委員会では、申請の翌年度、交付申請書の提出があった施設の中から、事業内容を精査し、交付の可否と交付額を決定し団体及び福祉施設に通知。

※ ① → ② → ③ → ④ の順に進みます。



(3) 決定のあった団体及び福祉施設は、計画した事業を実施した後1ヶ月以内に様式4・5及びありがとうメッセージ・事業の様子がわかる写真(データ)等を能美市共同募金委員会に提出。

事業実施後1ヶ月以内に提出



(4) 助成の対象となる事業の実施期間は、令和6年4月1日～令和7年3月31日とする。